

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-164299  
(P2004-164299A)

(43) 公開日 平成16年6月10日(2004.6.10)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 142  
G06F 17/60 302E  
G06F 17/60 312  
G06F 17/60 ZEC

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 24 O L (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2002-329593 (P2002-329593)

(22) 出願日 平成14年11月13日 (2002.11.13)

(71) 出願人 000004237

日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号

(74) 代理人 100078237

弁理士 井出 直孝

(74) 代理人 100083518

弁理士 下平 俊直

(72) 発明者 伊賀 徳寿

東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

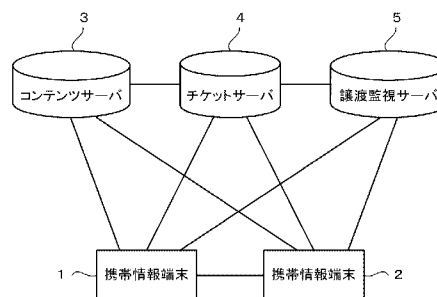
(54) 【発明の名称】 コンテンツ利用システムおよび方法ならびにサーバ

(57) 【要約】

【課題】 端末間で直接コンテンツを利用する権利のやりとりを可能としたい。またその際に著作権者の承諾も自動的に得られるようにしたい。

【解決手段】 コンテンツとは別にコンテンツの利用権を示すチケットを発行し、このチケットのやり取りを端末間で行うことができるようにする。このチケットを端末間でやりとりを行う場合に、そのやりとりがコンテンツの著作権者の承諾を得ることができるように、ネットワーク上にある譲渡監視サーバに通知を行ってチェックをする。必要であれば、譲渡監視サーバで料金を徴収できるようにする。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

コンテンツが格納されたコンテンツサーバと、ネットワークを介して前記コンテンツサーバに格納されているコンテンツを獲得し実行する端末と、前記端末でのコンテンツの実行を許可する利用権を示すチケット情報を発行するチケットサーバとを備え、  
前記端末は他の端末との間で前記チケット情報を譲渡する手段を備え、  
前記チケット情報を譲渡する端末からの通知を受け、当該端末間での当該チケット情報の譲渡がコンテンツ利用条件を満足しているかをチェックする譲渡監視サーバを備えたことを特徴とするコンテンツ利用システム。

**【請求項 2】**

前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケットサーバアドレス、コンテンツサーバアドレス、コンテンツデータを復号するための鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケット情報の譲渡が可能か否かの情報、当該チケット情報が示すコンテンツを利用したか否かの情報を含む請求項 1 記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 3】**

前記譲渡監視サーバは、チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収する条件が付与されている場合には、当該譲渡承諾条件にしたがって譲渡先の端末利用者から料金を徴収することを条件に譲渡を承諾する請求項 2 記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 4】**

前記譲渡監視サーバは、チケット譲渡承諾条件が変更可能である請求項 3 記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 5】**

前記譲渡監視サーバは、譲渡先端末利用者から料金を徴収したとき、譲渡元端末利用者に対し支払いを行う手段を含む請求項 3 記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 6】**

前記譲渡監視サーバは、前記チケット情報のコンテンツを利用したか否かの情報が当該移転元の端末で利用されていない場合には、料金を徴収することなく前記チケット情報の譲渡を承諾する請求項 2 記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 7】**

前記コンテンツサーバ、チケットサーバ、譲渡監視サーバが一つのサーバで構成された請求項 1 ないし 6 のいずれか記載のコンテンツ利用システム。

**【請求項 8】**

端末に配信するコンテンツとは別にコンテンツを取得して実行するコンテンツ利用権を示す情報をチケット情報としてコンテンツ利用を希望する端末に発行し、  
コンテンツ利用権を他の端末に譲渡する際には、前記チケット情報を他の端末に譲渡するとともに、コンテンツ利用権の譲渡を管理する譲渡監視サーバに当該チケットの譲渡を通知し、  
前記譲渡監視サーバは、当該チケット情報が示すコンテンツの利用承諾条件を譲渡先端末に対して通知し、  
チケット情報の譲渡先端末はこの通知された譲渡承諾条件を満足する処理を行うことで、前記譲渡元端末に対して前記チケット情報の譲渡処理の完了を通知し、  
譲渡先端末は取得したチケット情報に基づいてコンテンツを取得して実行するコンテンツ利用方法。

**【請求項 9】**

前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケットを発するサーバアドレス、コンテンツを格納するサーバアドレス、コンテンツデータを復号するための鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケットの譲渡が可能か否かの情報、当該チケットのコンテンツを利用したか否かの情報を含む請求項 8 記載のコンテンツ利用方法。

10

20

30

40

50

**【請求項 10】**

チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収する条件が付与されている場合には、前記チケット譲渡先の端末利用者は、当該譲渡承諾条件にしたがって料金を支払う処理を行ってから前記チケットの譲渡処理の完了を通知する請求項 9 記載のコンテンツ利用方法。

**【請求項 11】**

チケット譲渡先の端末利用者が、譲渡監視サーバに料金の支払いをしたのち、譲渡監視サーバが、チケット譲渡元端末利用者に対して譲渡元端末利用者分の料金の支払いを行う請求項 10 記載のコンテンツ利用方法。

**【請求項 12】**

前記チケット内のコンテンツを利用したか否かの情報が当該譲渡元の端末で利用されていないことを示している場合には、譲渡先の端末利用者は料金を支払うことなくチケットを取得する請求項 9 記載のコンテンツ利用方法。

**【請求項 13】**

コンテンツを格納するコンテンツサーバとは別に、当該コンテンツの利用権を示す情報として、コンテンツ ID、コンテンツを利用する端末 ID、コンテンツの利用条件、当該チケット情報のみを端末間で譲渡か否かの情報を記載したチケット情報をコンテンツの利用あるいはコンテンツ利用権の譲渡を希望する端末からの要求に応じて発行するチケットサーバ。

**【請求項 14】**

コンテンツの著作権者またはコンテンツ提供者のコンテンツ利用の許諾条件を登録し、コンテンツ利用権の譲渡を希望する譲渡元および譲渡先の端末からの通知を受け、当該コンテンツ利用権の譲渡がコンテンツの著作権者またはコンテンツ提供者の許諾条件を満足しているかの判定を行って、前記移転元および移転先の端末に通知する譲渡監視サーバ。

**【請求項 15】**

登録されたコンテンツ利用の許諾条件をコンテンツの著作権者またはコンテンツ提供者の要求により変更可能な請求項 14 記載の譲渡監視サーバ。

**【請求項 16】**

譲渡先端末利用者からチケット譲渡について料金を徴収した場合に譲渡元端末利用者に料金を支払う必要がある場合には、譲渡元端末利用者に料金を支払う請求項 14 または 15 記載の譲渡監視サーバ。

**【請求項 17】**

コンテンツの利用権を示すチケット情報をコンテンツとは別に発行するチケットサーバから獲得する手段と、他の端末との間で前記チケット情報のやり取りを可能とするチケット通信手段と、当該チケットの譲渡を管理する譲渡監視サーバに通知して当該譲渡対象のチケット情報によるコンテンツの利用権の権原を確認する手段と、前記チケット情報が示すコンテンツを取得して実行するコンテンツ実行手段とを備えた端末。

**【請求項 18】**

汎用の情報処理装置にインストールすることにより、情報処理装置に、コンテンツが格納されたコンテンツサーバの機能と、このコンテンツを実行する利用権を示すチケット情報を端末に対して発行するチケットサーバの機能と、端末同士で前記チケット情報を譲渡する際に前記チケット情報を譲渡する端末からの通知を受け、チケット情報に付与されているコンテンツ利用条件が当該端末間での当該チケット情報の譲渡がコンテンツ利用条件を満足しているかをチェックする譲渡監視サーバの機能とを実現させるプログラム。

**【請求項 19】**

前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケットサーバアドレス、コンテンツサーバアドレス、コンテンツデータを復号するため

10

20

30

40

50

の鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケット情報の譲渡が可能か否かの情報、当該チケット情報が示すコンテンツを利用したか否かの情報を含む請求項 13 記載のプログラム。

【請求項 20】

前記譲渡監視サーバの機能は、チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収する条件が付与されている場合には、当該譲渡承諾条件にしたがって譲渡先の端末利用者から料金を徴収することを条件に譲渡を承諾する機能である請求項 14 記載のプログラム。

【請求項 21】

前記譲渡監視サーバの機能は、チケット譲渡承諾条件が変更可能である請求項 20 記載のプログラム。

10

【請求項 22】

前記譲渡監視サーバの機能は、譲渡先端末利用者から料金を徴収したとき、譲渡元端末利用者に支払いを行う機能を含む請求項 20 または 21 記載のプログラム。

【請求項 23】

前記譲渡監視サーバの機能は、前記チケット情報のコンテンツを利用したか否かの情報が当該移転元の端末で利用されていない場合には、料金を徴収することなく前記チケット情報の譲渡を承諾する請求項 19 記載のプログラム。

【請求項 24】

通信手段を備えた端末にインストールすることにより、当該端末に、コンテンツの利用権を示すチケット情報をコンテンツとは別に発行するチケットサーバから獲得する機能と、他の端末との間で前記チケット情報のやり取りを可能とする機能と、当該チケットの譲渡を管理する譲渡監視サーバに通知して当該譲渡対象のチケット情報によるコンテンツの利用権の権原を確認する機能と、前記チケット情報が示すコンテンツを取得して実行する機能とを実現させるプログラム。

20

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ユーザ（利用者）の端末あるいはネットワーク上に存在する音楽データ、画像データ、ソフトウェアなどのコンテンツを利用するためのシステムおよび方法ならびにそのためのサーバ、プログラムに関する。本発明はコンテンツの利用権をユーザ同士で譲渡可能とし、譲渡をする際に、そのコンテンツの著作権者等の許諾を自動的に得ることができるシステムおよび方法ならびにそのためのサーバ、プログラムに関する。本発明は、コンテンツの利用権をユーザの端末、あるいは携帯情報端末間で譲渡してコンテンツを利用する場合に、その譲渡時に譲渡条件を課し、必要であれば料金徴収を可能とする技術に関する。

30

【0002】

【従来技術】

携帯電話などに代表される携帯情報端末では、音楽データや画像データなどのコンテンツをネットワークからダウンロードして、そのコンテンツを実行することが可能となっている。しかし、著作権保護のため、ダウンロードしたコンテンツはその携帯情報端末外には持ち出せない仕様となっている。それと同時にコンテンツの譲渡もできないようになってい

40

【0003】

【特許文献 1】特開 2000 - 78266

【特許文献 2】特開 2001 - 34666

【特許文献 3】特開 2002 - 229661

【特許文献 4】特開 2002 - 245191

【0004】

例えば、上述の特許文献 1 は、配信サーバから配信された音楽データを携帯情報端末の記

50

録媒体に記録し、これを他の携帯情報端末に譲渡する際に、配信サーバに対してアクセスして暗号化を変更することで記録媒体ごとに音楽データを譲渡できるとともに配信元の著作権を保護するコンテンツ配信システムを提案している。

【0005】

しかし、この特許文献1記載の配信システムでは、音楽の利用権と音楽コンテンツとの分離が行われておらず、譲渡の単位が記録媒体であるメモリカードとなるため、メモリカード内に複数コンテンツが存在する場合、すべてのコンテンツを譲渡することになる。このため、きめ細かいコンテンツ譲渡を行うことができない。また、比較的高価であると考えられる抜き差し可能なメモリカードごとにコンテンツを譲渡することになる。さらに、コンテンツの種類によっては、譲渡時に著作権者の承諾を得る必要があるが、その承諾を得る仕組みについては直接的には言及していない。

10

【0006】

また、特許文献2～4には、著作権の許諾を得るシステムをネットワーク上に形成する技術が記載されているが、この特許文献2～4に記載された技術は、サーバを介してコンテンツの譲渡の合意を行った上で、サーバを介してコンテンツの譲渡を行うものであり、端末間でコンテンツとは別個にコンテンツ利用権を譲渡するのではないため、例えば友人間のように直接端末間でコンテンツと分離してコンテンツを利用する権利を譲渡することはできない。

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

本発明はこのような背景になされたもので、コンテンツと分離したコンテンツ利用権を直接端末間で譲渡することができ、その譲渡において著作権者あるいはコンテンツ提供者の承諾を自動的に得ることができるコンテンツ利用システムおよび方法ならびにサーバ、あるいはプログラムを提供することを目的とする。また本発明は、コンテンツ利用権の譲渡に際して、譲渡条件を課し、必要があれば料金を徴収することができ、コンテンツ利用の利便性を高めることができるコンテンツ利用システムおよび方法ならびにサーバ、あるいはプログラムを提供することを目的とする。

20

【0008】

【課題を解決するための手段】

本発明では、音楽データあるいは画像データなどのコンテンツそのものと分離した形で別途コンテンツの利用権を示す情報をコンテンツを利用する端末に発行し、この利用権を示す情報を端末間でやりとりできるようにする。このコンテンツの利用権を示す情報は、コンサートで音楽を聞いたり映画を見たりするときに必要なチケットとその機能が類似するので、以下本願ではこのコンテンツ利用権を示す情報をチケットと称する。このチケットを端末間で譲渡する際に、著作権者等の承諾を自動的に得られるような仕組みとして、ネットワーク上にコンテンツ利用権の譲渡を管理する譲渡監視サーバを設け、この譲渡監視サーバに譲渡元および譲渡先の端末から譲渡の通知を行うことで、コンテンツの譲渡条件を満足しているかのチェックを行い、当該コンテンツの利用の譲渡条件を満足していれば端末間で直接チケットの譲渡を行い、譲渡先の端末は受け取ったチケットに基づいて譲渡を受けたコンテンツを取得して実行する。

30

40

【0009】

チケットには、チケットID、本チケットを保持する端末を識別する端末ID、チケットを発行するチケットサーバアドレス、コンテンツの利用時間、利用時間帯、利用回数などの利用条件情報、コンテンツを識別するID、コンテンツがあるコンテンツサーバアドレス、暗号化されたコンテンツデータを復号するための鍵、譲渡条件を管理する譲渡監視サーバアドレス、他の端末への本チケットを譲渡可能か否かを示す情報、本チケットのコンテンツを利用したか否かの情報などが掲載される。このチケットそのものを端末同士でやりとりすることができ、このチケットのやりとりの際にその譲渡が著作権者等の許諾条件に合致しているかをチェックする譲渡監視サーバにアクセスしてチェックを行うことで、自動的に著作権者の承諾を得ることを可能とする。

50

## 【0010】

本発明では、コンテンツを格納し、コンテンツを配信するコンテンツサーバからの情報に基づいてチケットサーバがコンテンツとは別にチケットを発行し、コンテンツを希望する端末（ユーザ）にこのチケットを渡す。このチケットを保持する端末はこのチケットに基づいてコンテンツを取得して利用できる。チケットを保持する端末が他の端末にこのチケットが示すコンテンツの利用権を譲渡したいときは、チケットにアドレスが記載されている譲渡監視サーバにアクセスして譲渡を行う旨の通知を行う。譲渡監視サーバは、この譲渡が当該チケットが示すコンテンツの譲渡条件を満足しているかのチェックを行う。この譲渡条件に料金支払いが条件となっている場合には、譲渡先ユーザは、譲渡監視サーバに対して料金の支払いを行う。譲渡元の端末は、譲渡先の端末にこのチケットを通信手段を介して直接譲渡する。譲渡が完了すると、このチケットを保持する端末が変更することになるので、この譲渡の情報は譲渡監視サーバからチケットサーバに通知される。譲渡手続きが完了すると、コンテンツの利用権は譲渡先の端末に移転し、譲渡先の端末はチケットに基づいてコンテンツサーバなどにアクセスしてコンテンツを獲得して実行する。

10

## 【0011】

チケットには、利用条件が付与されており、チケット取得端末自体がコンテンツを実行するのではなく、他人にプレゼントする目的でコンテンツの利用権を取得するような場合には、チケットの譲渡において譲渡先から料金を徴収することがないようにする。あるいは、利用回数を設定したチケットを発行して、コンテンツの実行の回数によりその利用回数をカウントし、残利用回数が示されたチケットの譲渡を行った場合に残りの利用回数分を譲渡できるようにもできる。

20

## 【0012】

また、チケットに基づいて譲渡監視サーバにおいて、譲渡条件のチェックが可能であるため、端末間でチケットの譲渡と同時にコンテンツを譲渡することも可能である。

## 【0013】

さらに、チケットの譲渡の際に、譲渡監視サーバで譲渡先から料金を一括して料金を徴収し、後にコンテンツの著作権者あるいはコンテンツ提供者に支払いを行うとともに、譲渡元端末利用者に対しても支払いを行うことができる。これにより、譲渡先端末利用者は一カ所に支払いを行うことで、通信データ量の削減が可能となり、また譲渡における料金支払い手続きが簡素化する。

30

## 【0014】

また、譲渡監視サーバに登録されたチケット譲渡承諾条件は、後に変更することができ、コンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者の要求により著作権料などの譲渡承諾条件の変更があった場合に柔軟に対処することが可能である。

## 【0015】

すなわち、本発明の第一の観点は、ネットワークでのコンテンツ利用システムに関するもので、コンテンツが格納されたコンテンツサーバと、ネットワークを介して前記コンテンツサーバに格納されているコンテンツを獲得し実行する端末と、前記端末でのコンテンツの実行を許可する利用権を示すチケット情報を発行するチケットサーバとを備え、前記端末は他の端末との間で前記チケット情報を譲渡する手段を備え、前記チケット情報を譲渡する端末からの通知を受け、当該端末間での当該チケット情報の譲渡がコンテンツ利用条件を満足しているかをチェックする譲渡監視サーバを備えたことを特徴とする。

40

## 【0016】

なお、このコンテンツ利用システムは、前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケットサーバアドレス、コンテンツサーバアドレス、コンテンツデータを復号するための鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケット情報の譲渡が可能か否かの情報、当該チケット情報が示すコンテンツを利用したか否かの情報を含むことができる。

## 【0017】

また、前記譲渡監視サーバは、チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収

50

する条件が付与されている場合には、当該譲渡承諾条件にしたがって譲渡先の端末利用者から料金を徴収することを条件に譲渡を承諾することができる。譲渡元端末利用者に対しても料金を支払う必要がある場合には、譲渡監視サーバは譲渡先の端末利用者から一括して徴収した料金のうち譲渡元端末利用者に対して支払うようすることができる。

【0018】

また、前記譲渡監視サーバに登録されたチケット譲渡承諾条件は、著作権者あるいはコンテンツ提供者の要求によりその条件を変更することができる。

【0019】

また、前記譲渡監視サーバは、前記チケット情報のコンテンツを利用したか否かの情報が当該移転元の端末で利用されていない場合には、料金を徴収することなく前記チケット情報の譲渡を承諾することができる。

10

【0020】

また、前記コンテンツサーバ、チケットサーバ、譲渡監視サーバを一つのサーバで構成することができる。

【0021】

また、本発明の第二の観点は、ネットワークでのコンテンツ利用方法に関するものであり、端末に配信するコンテンツとは別にコンテンツを取得して実行するコンテンツ利用権を示す情報をチケット情報としてコンテンツ利用を希望する端末に発行し、コンテンツ利用権を他の端末に譲渡する際には、前記チケット情報を他の端末に譲渡するとともに、コンテンツ利用権の譲渡を管理する譲渡監視サーバに当該チケットの譲渡を通知し、前記譲渡監視サーバは、当該チケット情報が示すコンテンツの利用承諾条件を譲渡先端末に対して通知し、チケット情報の譲渡先端末はこの通知された譲渡承諾条件を満足する処理を行うことで、前記譲渡元端末に対して前記チケット情報の譲渡処理の完了を通知し、譲渡先端末は取得したチケット情報に基づいてコンテンツを取得して実行することを特徴とする。

20

【0022】

なお、前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケットを発行するサーバアドレス、コンテンツを格納するサーバアドレス、コンテンツデータを復号するための鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケットの譲渡が可能か否かの情報、当該チケットのコンテンツを利用したか否かの情報を含むことができる。

【0023】

また、チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収する条件が付与されている場合には、前記チケット譲渡先の端末利用者は、当該譲渡承諾条件にしたがって料金を支払う処理を行ってから前記チケットの譲渡処理の完了を通知することができる。

30

【0024】

また、チケット譲渡承諾条件としてチケット譲渡の際に、譲渡元端末利用者に対しても料金を支払う必要がある場合には、譲渡監視サーバは譲渡先の端末利用者から一括して徴収した料金のうち譲渡元端末利用者に対して支払うようすることができる。

【0025】

また、前記譲渡監視サーバに登録されたチケット譲渡承諾条件は、著作権者あるいはコンテンツ提供者の要求によりその条件を変更することができる。

40

【0026】

また、前記チケット内のコンテンツを利用したか否かの情報が当該譲渡元の端末で利用されていないことを示している場合には、譲渡先の端末利用者は料金を支払うことなくチケットを取得することができる。

【0027】

また、本発明の第三の観点は、ネットワークでのコンテンツ利用に用いられるサーバに関するもので、その第一は、ネットワークを介してコンテンツを取得して利用するためのチケット情報を発行するチケットサーバに関するもので、コンテンツを格納するコンテンツサーバとは別に、当該コンテンツの利用権を示す情報として、コンテンツID、コンテンツを利用する端末ID、コンテンツの利用条件、当該チケット情報のみを端末間で譲渡か

50

否かの情報を記載したチケット情報をコンテンツの利用あるいはコンテンツ利用権の譲渡を希望する端末からの要求に応じて発行することを特徴とする。また、第二は、このチケット情報の譲渡がコンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者の許諾条件を満足しているかのチェックを行うための譲渡監視サーバに関するもので、コンテンツの著作権者またはコンテンツ提供者のコンテンツ利用の許諾条件を登録し、コンテンツ利用権の譲渡を希望する譲渡元および譲渡先の端末からの通知を受け、当該コンテンツ利用権の譲渡がコンテンツの著作権者またはコンテンツ提供者の許諾条件を満足しているかの判定を行って、前記移転元および移転先の端末に通知することを特徴とする。この譲渡監視サーバは、登録されたコンテンツ利用の許諾条件をコンテンツの著作権者あるいは提供者の要求により変更することができ、また、一括して移転先端末から料金を徴収したときに、移転元端末に必要な料金を支払うようにすることができる。

10

【0028】

さらに、本発明の第四の観点は、ネットワークでのコンテンツ利用に用いられる端末装置に関するもので、コンテンツの利用権を示すチケット情報をコンテンツとは別に発行するチケットサーバから獲得する手段と、他の端末との間で前記チケット情報のやり取りを可能とするチケット通信手段と、当該チケットの譲渡を管理する譲渡監視サーバに通知して当該譲渡対象のチケット情報によるコンテンツの利用権の権原を確認する手段と、前記チケット情報が示すコンテンツを取得して実行するコンテンツ実行手段とを備えたことを特徴とする。

【0029】

また、本発明の第五の観点は、ネットワークでのコンテンツ利用に用いられるプログラムに関するもので、汎用の情報処理装置にインストールすることにより、情報処理装置に、コンテンツが格納されたコンテンツサーバの機能と、このコンテンツを実行する利用権を示すチケット情報を端末に対して発行するチケットサーバの機能と、端末同士で前記チケット情報を譲渡する際に前記チケット情報を譲渡する端末からの通知を受け、チケット情報に付与されているコンテンツ利用条件が当該端末間での当該チケット情報の譲渡がコンテンツ利用条件を満足しているかをチェックする譲渡監視サーバの機能とを実現させることを特徴とする。

20

【0030】

なお、前記チケット情報は、コンテンツの識別情報、端末の識別情報、コンテンツの利用条件、チケット発行サーバアドレス、コンテンツサーバアドレス、コンテンツデータを復号するための鍵、譲渡監視サーバアドレス、チケット情報の譲渡が可能か否かの情報、当該チケット情報が示すコンテンツを利用したか否かの情報を含むことができる。

30

【0031】

また、前記譲渡監視サーバの機能は、チケット譲渡承諾条件としてチケットの譲渡に料金を徴収する条件が付与されている場合には、当該譲渡承諾条件にしたがって譲渡先の端末利用者から料金を徴収することを条件に譲渡を承諾する機能であることができる。

【0032】

前記譲渡監視サーバの機能は、チケット譲渡承諾条件を変更可能であることができ、また、譲渡先端末利用者から料金を徴収したとき、譲渡元端末利用者に支払いを行う機能を含むことができる。

40

【0033】

また、前記譲渡監視サーバの機能は、前記チケット情報のコンテンツを利用したか否かの情報が当該移転元の端末で利用されていない場合には、料金を徴収することなく前記チケット情報の譲渡を承諾することができる。

【0034】

また、本発明の別の観点では、コンテンツ利用システムに使用される端末にインストールされるプログラムに関するもので、通信手段を備えた端末にインストールすることにより、当該端末に、コンテンツの利用権を示すチケット情報をコンテンツとは別に発行するチケットサーバから獲得する機能と、他の端末との間で前記チケット情報のやり取りを可能

50



とする機能と、当該チケットの譲渡を管理する譲渡監視サーバに通知して当該譲渡対象のチケット情報によるコンテンツの利用権の権原を確認する機能と、前記チケット情報が示すコンテンツを取得して実行する機能とを実現させることを特徴とする。

【0035】

なお、これらのプログラムは、通信回線を介して提供することができ、またプログラムを記録した記録媒体としても提供することができる。

【0036】

【発明の実施の形態】

以下図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。

(第一実施例)

図1は、本発明の第一実施例のシステム構成を示す図であり、図2は、携帯情報端末の構成例を示すブロック図であり、図3は、譲渡監視サーバの構成例を示す図である。

【0037】

図1を参照すると、本発明の第一実施例のシステムは、携帯情報端末1、携帯情報端末2、コンテンツサーバ3、チケットサーバ4、譲渡監視サーバ5とがネットワーク上に展開された構成である。

【0038】

なお、コンテンツサーバ3とチケットサーバ4は同一サーバで構成されていてもよい。また、コンテンツサーバ3、チケットサーバ4、譲渡監視サーバ5は同一サーバで構成されていてもよい。

【0039】

携帯情報端末1と携帯情報端末2は、図2に示されるように、少なくともユーザ要求処理部11、コンテンツ管理部12、チケット管理部13、通信部14、コンテンツプレーヤー15、記憶部16、暗号復号部17から構成される。なお、携帯情報端末の一般的な構成要素である、キーなどの入力装置、およびディスプレイ、スピーカーなどの出力装置などはここでは省略する。

【0040】

ユーザ要求処理部11は、ユーザへの操作画面を提供し、キー入力などからチケット獲得、コンテンツ獲得、コンテンツ実行などの要求を受け付ける。コンテンツ管理部12は、コンテンツを実行するためのコンテンツプレーヤー15、コンテンツデータの確認を行い、コンテンツプレーヤーを起動させる。チケット管理部13は、チケットの新規購入、他携帯情報端末からのチケット譲渡に関する処理を行う。通信部14は、コンテンツまたはチケット獲得/譲渡時に他の携帯情報端末、あるいは、コンテンツサーバ3、チケットサーバ4、譲渡監視サーバ5と通信を行う。この通信部14では、無線、有線による通信が可能である。コンテンツプレーヤー15は、コンテンツデータを実行する。記憶部16は、コンテンツデータ、チケットを記憶する。この記憶部16は、携帯情報端末が保持する記憶装置でもよいし、携帯情報端末に抜き差し可能なメモリカードでもよい。暗号復号部17はデータの暗号化または暗号化されたデータの復号を行う。

【0041】

コンテンツサーバ3は、すでに暗号化されているコンテンツデータを格納管理するサーバであり、携帯情報端末からの要求により、コンテンツデータを提供する。

【0042】

チケットサーバ4は、コンテンツサーバ3が管理しているコンテンツデータのチケットを発行管理するサーバである。携帯情報端末からの要求により、チケットを提供する。このチケットには、コンテンツの入手先、利用条件の情報を含んでいる。その具体的な情報については後述する。

【0043】

譲渡監視サーバ5は、図3に示すとおり、少なくとも譲渡承諾条件管理部51、譲渡仲介部52および譲渡承諾条件処理部53から構成される。

【0044】

10

20

30

40

50

譲渡承諾条件管理部 5 1 は、コンテンツに対応する譲渡条件を管理しており、譲渡先となる携帯情報端末にその譲渡条件を提供し、その条件を了承した場合のみ譲渡が成立する。譲渡仲介部 5 2 は、譲渡が正常に終了することを監視する。譲渡承諾条件処理部 5 3 は、譲渡時に発生する料金の処理を行う。

【 0 0 4 5 】

次に、本実施例の動作を図 4 ないし図 1 1 を参照して説明する。

【 0 0 4 6 】

本実施例の動作は大きく分けて以下の 2 つの処理から構成される。

( 1 ) 前処理

( 2 ) コンテンツ利用

10

以下に上記の処理を説明する。

【 0 0 4 7 】

( I ) 前処理

前処理では、コンテンツ配布の準備を行う。まず、コンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者は、コンテンツサーバ 3 にコンテンツデータを格納しておく。このとき、コンテンツデータを暗号化しておき、その復号鍵をチケットサーバ 4 に渡す。この時、チケットサーバ 4 へは、コンテンツデータ ID、携帯情報端末間でチケットの譲渡が可能かどうかの情報などを一緒に渡しておく。

【 0 0 4 8 】

このとき、チケットサーバ 4 へ渡されるこれらの情報は、携帯情報端末からのチケット獲得依頼時に図 5 に示されるチケット情報の一部としてチケット内に含まれることになる。

20

【 0 0 4 9 】

さらに、コンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者は、チケットの譲渡承諾条件をコンテンツ ID とともに、譲渡監視サーバ 5 へ通知 / 登録しておく。なお、この登録されたチケットの譲渡承諾条件は変更可能であり、著作権料の変更があった場合、あるいはコンテンツ利用を無料にするなどの条件の変更に柔軟に対処できるようにする。

【 0 0 5 0 】

( I I ) コンテンツ利用

実際のコンテンツ実行および、譲渡の動作概要を以下に説明する。

【 0 0 5 1 】

図 4 は、以下に説明するコンテンツの獲得、実行、譲渡の動作に関するシーケンスを示す図である。

30

【 0 0 5 2 】

ステップ A - 1 : 携帯情報端末 1 は、利用したい音楽、映像などのコンテンツのチケットをチケットサーバ 4 から購入する。この時、獲得したいチケットの選択、および、コンテンツの利用時間、利用期間、利用回数などの利用条件をユーザは、ユーザ要求処理部 1 1 を利用して設定し、その設定値をチケット管理部 1 3、通信部 1 4 を経由して、チケットサーバ 4 に送信し、チケットを生成してもらい、チケットを送り返してもらう。このチケットを送り返す通信路は、通信部 1 4 が暗号復号部 1 7 を利用して、チケットサーバ 4 との間で暗号化されたセキュアな通信路を利用する。チケットを携帯情報端末 1 の通信部 1 4 が受け取ると、チケット管理部 1 3 は、記憶部 1 6 に格納する。チケットサーバが発行するチケットの内容は、少なくとも図 5 に示す内容を含んでいるものとする。

40

【 0 0 5 3 】

すなわち、チケットの情報として、チケット ID、本チケットを保持する権利がある携帯情報端末の識別子である携帯情報端末 ID、本チケットを発行したサーバのアドレスであるチケットサーバアドレス、利用時間、利用時間帯、試用期間、利用回数などの利用条件、本チケットで利用できるコンテンツデータを管理しているサーバアドレスであるコンテンツサーバアドレス、チケットが利用可能とするコンテンツデータを一意に識別可能とする識別子であるコンテンツデータ ID、携帯情報端末で暗号化されたコンテンツデータを復号するためのコンテンツデータ復号鍵、譲渡監視サーバアドレス、本チケットが他の携

50

帯情報端末に譲渡可能か否かを示す譲渡可能フラグ、本チケットに対応するコンテンツを利用したかどうかを示すコンテンツ利用フラグの情報が掲載されている。

【0054】

ステップA - 2：携帯情報端末1は、獲得したチケットに対応するコンテンツの実行を試みる。もし、コンテンツデータが携帯情報端末1に存在しなければ、コンテンツサーバ3から獲得後、実行する。まず、ユーザは、ユーザ要求処理部11を操作して、現在、携帯情報端末1に保持しているチケット一覧を表示させる。

【0055】

具体的には、ユーザ要求処理部11はチケット管理部13を呼び出し、さらに、チケット管理部13は記憶部16を呼び出してチケットの情報を得る。その後、ユーザは、表示される一覧から今利用したいコンテンツに対応するチケットを選び実行要求を行う。

10

【0056】

実行する場合、図5に示すチケットの携帯情報端末IDと携帯情報端末1の携帯情報端末IDが一致することをチケット管理部13は確認している。つまり、この処理により、チケットは携帯情報端末1で使用する権利があることを確認している。もし、ここでIDが一致しない場合はコンテンツ実行することができない。

【0057】

一度でもコンテンツ実行すると、記憶部16に存在している該当するチケットのコンテンツ利用フラグは利用したことを示す値に書き換えられる。このことにより、携帯情報端末1が他の端末にこのチケットを譲渡する場合、プレゼント目的ではない図8に示される譲渡承諾条件が科せられることになる。

20

【0058】

ここで、「プレゼント目的」という単語を使用しているが、このプレゼント目的とは、コンテンツを利用するチケットは購入したが、その購入した携帯情報端末では対応するコンテンツを一度も利用せず、チケットを他の携帯情報端末へ譲渡する場合のことである。これは、チケット購入時からチケットを他の携帯情報端末（他のユーザ）へプレゼントする目的で購入する行為が当てはまる。この場合、譲渡先の携帯情報端末での譲渡承諾条件は緩くなると考えられる。

【0059】

また、「プレゼント目的ではない」とは、コンテンツを利用するチケットを購入し、その購入した携帯情報端末で対応するコンテンツを利用後、そのチケットを他の携帯情報端末（他のユーザ）に譲る場合である。これは、他の携帯情報端末（他のユーザ）へプレゼントする目的ではなく、そのチケットを獲得する携帯情報端末（ユーザ）でのみ利用する目的でチケットを購入し、コンテンツの実行も行ったが、必要なくなったため、他の携帯情報端末（他のユーザ）へそのチケットを譲る行為が当てはまる。この場合、プレゼント目的の場合よりも多くの譲渡承諾条件が科せられると考えられる。

30

【0060】

その後、携帯情報端末1のユーザがコンテンツが不要となり、携帯情報端末2へ譲渡したいとする。

【0061】

ステップA - 3、ステップA - 4：携帯情報端末2のユーザ要求処理部11で譲渡受付を選択し、携帯情報端末2のチケット管理部13を譲渡受信可能状態にする。携帯情報端末1のユーザ要求処理部11で譲渡対象チケットを選択し、携帯情報端末1のチケット管理部13にその通知を行う。

40

【0062】

そして、携帯情報端末1のチケット管理部13と携帯情報端末2のチケット管理部13との間でそれぞれの携帯情報端末の端末識別情報の交換を行う。この端末識別情報は、それぞれの携帯情報端末が一意に識別可能な識別子とする。例えば、携帯情報端末が携帯電話であれば、その携帯電話の電話番号などを用いることができる。

【0063】

50

ステップ A - 5 : 携帯情報端末 1 は、譲渡監視サーバ 5 にこれらチケットを譲渡することを通知する。この通知は少なくとも図 6 に示す内容を持つ。すなわち、譲渡元通知として、チケット ID、譲渡元となる携帯情報端末を一意に識別可能な識別子である譲渡元携帯情報端末 ID、譲渡先となる携帯情報端末を一意に識別可能な識別子である譲渡先携帯情報端末 ID、譲渡しようとしているチケットを発行したサーバのアドレスであるチケットサーバアドレス、チケットが利用可能とするコンテンツデータを一意に識別可能とする識別子であるコンテンツデータ ID、本チケットに対応するコンテンツをすでに利用したかどうかを示すフラグであるコンテンツ利用フラグ、料金、支払い方法、支払い先情報（例えば銀行口座）である譲渡元の譲渡条件の情報が通知される。

【 0 0 6 4 】

譲渡監視サーバ 5 では、この通知を譲渡仲介部 5 2 が譲渡処理終了時まで保持しておく。

【 0 0 6 5 】

ステップ A - 6 : 携帯情報端末 1 は、チケット管理部 1 3 が記憶部 1 6 に存在している譲渡対象チケットを携帯情報端末 1 では使用不可能とするために、そのチケットの記述内容である携帯情報端末 ID を無効を意味する値に書き換える。その後、そのチケットを複製し、複製されたチケットを暗号復号部 1 7 で暗号化して通信部 1 4 を経由して携帯情報端末 2 へ送出される。

【 0 0 6 6 】

携帯情報端末 2 では、通信部 1 4 で暗号化されたチケットを受け取り、暗号復号部 1 7 で復号する。そして、チケット管理部 1 3 がそのチケットを記憶部 1 6 へ格納する。

【 0 0 6 7 】

ステップ A - 7 : 携帯情報端末 2 は、譲渡対象となるチケットを受け取ったことを譲渡監視サーバ 5 に通知する。その通知内容は、少なくとも図 7 に示す内容が含まれる。すなわち、譲渡先チケット受信通知として、受け取った譲渡対象チケットを識別するチケット ID、譲渡先となる携帯情報端末を一意に識別可能な識別子である携帯情報端末 ID、チケットが利用可能とするコンテンツデータを一意に識別可能とする識別子であるコンテンツデータ ID が掲載されたメッセージが譲渡監視サーバに通知される。

【 0 0 6 8 】

この通知は、譲渡監視サーバ 5 の譲渡仲介部 5 2 が受け取る。そして、ステップ A - 5 で携帯情報端末 1 から受け取っている図 5 で示される通知情報が存在するか検索し、存在すれば、譲渡元が譲渡しようとしていると判断し、譲渡承諾条件管理部 5 1 に対応するチケット ( ID ) の著作権者 ( あるいはコンテンツ提供者 ) が指定している、図 8 で示される譲渡承諾条件の検索を依頼する。譲渡承諾条件が存在すれば、図 8 に示すその譲渡承諾条件の内容と図 5 に示す譲渡元の通知内容から譲渡先に科す条件を生成し、図 9 に示す譲渡先譲渡条件として携帯情報端末 2 へ通知する。図 9 に示すように譲渡承諾条件として料金、支払い方法、支払い先情報などが掲載され、譲渡元支払い分と著作権者あるいはコンテンツ提供者支払い分の合計金額などが料金として示される。携帯情報端末 2 が譲渡先譲渡条件を受け取るとその条件に対応した処理を行う。もし、料金請求されているのであれば、指定された支払い方法で料金を支払い処理を行う。この時の料金は、譲渡監視サーバ 5 の管理者宛てに支払われることになる。この料金支払いとして携帯情報端末からのネットワークを介した決済方法をとることが可能である。

【 0 0 6 9 】

ステップ A - 8 : 携帯情報端末 2 はステップ A - 7 の譲渡条件に従った処理を完了後、その処理終了を譲渡監視サーバ 5 に通知する。この通知には、少なくとも図 1 0 に示される譲渡識別 ID、チケット ID の内容を含んでいる。譲渡監視サーバ 5 は、譲渡承諾条件処理部 5 3 により、携帯情報端末 2 から料金が支払われていることを確認後、図 8 に示されたような著作権者またはコンテンツ提供者の譲渡承諾条件および、譲渡元が指定している図 6 に示される条件に従う。もし、それぞれが料金の支払いを要求しているのであれば、その支払いを譲渡承諾条件処理部 5 3 が行う。その後、譲渡条件をすべてクリアしたことを譲渡仲介部 5 2 に通知し、譲渡仲介部 5 2 はその通知を保持しておく。

10

20

30

40

50

## 【0070】

ステップ A - 9 : 携帯情報端末 2 のチケット管理部 1 3 は、譲渡先として必要な処理を終了したことを通信部 1 4 を経由して携帯情報端末 1 に通知する。

## 【0071】

ステップ A - 1 0 : 携帯情報端末 1 のチケット管理部 1 3 は、ステップ A - 9 の通知を受けると、携帯情報端末 2 の譲渡に関する処理が正常終了していることを確認するために、譲渡監視サーバ 5 に問合せる。譲渡監視サーバ 5 の譲渡仲介部 5 2 は、譲渡条件をクリアしたことを意味する通知をステップ A - 8 で受け取っているか確認する。

## 【0072】

ステップ A - 1 1 : 譲渡監視サーバ 5 は、ステップ A - 1 0 の処理を終了後、チケットが譲渡されたことをチケットサーバ 4 に通知する。この通知先アドレスは、ステップ A - 5 で獲得した図 6 で示される譲渡元通知で指定されたチケットサーバアドレスである。 10

## 【0073】

このステップの処理は、チケットサーバ 4 がチケット再発行機能を有している場合、譲渡して権利が無くなったはずの携帯情報端末からの再発行要求を受け付けないために有効となる処理である。つまり、この処理で、チケットサーバ 4 がどの携帯情報端末に発行したかという情報を保持していれば、その情報の書き換えを譲渡監視サーバ 5 が依頼することになる。譲渡監視サーバ 5 がチケットサーバ 4 に通知する内容は少なくとも図 1 1 に示す内容のものである。すなわち、チケット ID、譲渡元となる携帯情報端末を一意に識別可能な識別子である譲渡元携帯情報端末 ID、譲渡先となる携帯情報端末を一意に識別可能な識別子である譲渡先携帯情報端末 ID の情報が通知される。 20

## 【0074】

ステップ A - 1 2 : 譲渡監視サーバ 5 は、譲渡が正常に終了していることを携帯情報端末 1 に送信する。その後、携帯情報端末 1 のチケット管理部 1 3 は、譲渡が完了したと判断し、記憶部 1 6 の該当するチケットを完全に削除する。この処理を正常に終了後、譲渡監視サーバ 5 の譲渡仲介部 5 2 が一時的に保持していた、携帯情報端末 1 と携帯情報端末 2 との間の譲渡に関するデータを削除する。

## 【0075】

ステップ A - 1 3 : 携帯情報端末 1 のチケット管理部 1 3 は、すべての処理が終了したことを携帯情報端末 2 へ通知する。携帯情報端末 2 のチケット管理部 1 3 がその通知を受信すると、記憶部 1 6 に存在している、一連の譲渡処理により獲得したチケットの携帯情報端末 ID を携帯情報端末 2 を一意に識別可能な識別子に書き換える。 30

## 【0076】

この処理により、チケットに対応したコンテンツの実行が可能となる。

## 【0077】

ステップ A - 1 4 : 携帯情報端末 2 が獲得したチケットによりコンテンツ実行を行う。この処理は、ステップ A - 2 と同様の処理となる。

## 【0078】

なお、譲渡監視サーバ 5 は、譲渡先端末 2 から料金の支払いを受けたとき、登録されたコンテンツの著作権者あるいはコンテンツ提供者に著作権料を支払うが、譲渡元端末 1 にも料金を支払う必要がある場合には、譲渡先携帯情報端末 2 から一括して徴収した料金のうちから譲渡元携帯情報端末 1 に支払う分の支払いを行うことができる。これにより、譲渡先携帯情報端末 2 は、譲渡監視サーバ 5 を介することで、料金支払いを一括して行うことができ、データ通信量を削減できるとともに、譲渡先携帯情報端末ユーザの手間を削減することが可能である。 40

## 【0079】

本第一実施例では、携帯情報端末が保持する音楽データ、画像データなどのコンテンツのチケットを他の携帯情報端末に譲渡する際、そのコンテンツの著作権者からの譲渡の承諾を自動的に得ることができる。つまり、著作権が保護されている。これは、第三者である譲渡監視サーバにその譲渡の仲介を行うことによる。また、コンテンツごとに予め、料金 50

の支払方法などを含む譲渡承諾条件をコンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者が譲渡監視サーバに設定可能であり、その条件をクリア（料金支払い）しないと譲渡できない仕組みとなっているからである。

【0080】

また、携帯情報端末が保持する音楽データ、画像データなどのコンテンツのチケットを他の携帯情報端末に譲渡する際、そのチケット毎に譲渡が可能である。これは、記憶媒体での譲渡でなく、無線あるいは有線によりチケットの譲渡を可能としているためである。

【0081】

さらに、コンテンツ中古販売時の著作権の回収が可能である。これは、第一の効果と同様に第三者である譲渡監視サーバにその譲渡の仲介を行うことによる。また、コンテンツごとに予め、料金の支払方法などを含む譲渡承諾条件をコンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者が譲渡監視サーバに設定可能であり、その条件をクリア（料金支払い）しないと譲渡できない仕組みとなっているからである。

10

【0082】

（第二実施例）

次に、本発明の他の実施例としてコンテンツとチケットとの両方の譲渡を行う第二実施例を説明する。

【0083】

実施例のシステム構成は、図1に示す第一実施例と同じである。

【0084】

次にこの第二実施例と第一実施例とが異なる点は、第一実施例では、チケットのみの譲渡を行っていたが、本実施例では、チケットの譲渡とともに、コンテンツもチケットの譲渡と一緒に他の携帯情報端末へ移動させることが可能である。

20

【0085】

動作に関して、図4のシーケンス図におけるそれぞれのステップ処理で第一の実施例と異なる点のみ、以下に説明する。

【0086】

ステップA-6において、以下の点が第一実施例と異なる。

【0087】

第一実施例では、チケットのみの送信を行っているが、本実施例では、一緒にそのチケットに対応するコンテンツも他の携帯情報端末へ送信する。

30

【0088】

さらに、本実施例では、ステップA-14でのコンテンツサーバ3からのコンテンツ獲得処理は不要となる。

【0089】

本第二実施例では、携帯情報端末2がコンテンツサーバ3へのアクセスを無くすことができ、即座にコンテンツ実行が可能となる。もし、携帯情報端末2とコンテンツサーバ3との通信路がその通信データ量あるいは、通信時間により課金されるような環境下では、通信費不要とする効果を期待できる。

【0090】

（第三実施例）

この第三実施例は、譲渡がプレゼント目的の場合の例であり、譲渡元のユーザから譲渡先のユーザにコンテンツ利用権をプレゼント目的で譲渡する例である。

【0091】

本第三実施例のシステム構成は、図1に示す第一実施例と同じである。

【0092】

本第三実施例と、第一実施例と異なる点は、第一実施例では、携帯情報端末1でコンテンツを利用したチケットを携帯情報端末2へ譲渡していたが、本実施例では、携帯情報端末1でコンテンツを一度も利用していないチケットを携帯情報端末2へ譲渡する。つまり、本実施例は、携帯情報端末1でのチケット購入時に最初からプレゼント目的でチケットを

40

50

購入している場合の実施例である。

【0093】

動作に関して、図4のシーケンス図におけるそれぞれのステップ処理で第一実施例と異なる点のみ以下で説明する。

【0094】

本実施例では、ステップA-2のコンテンツ獲得処理は必要なく、チケットのコンテンツ利用フラグは、未使用を意味する値を保持する。この状態でステップA-5でも未使用、そして譲渡元条件なしを意味する値を譲渡監視サーバへ通知する。そして、ステップA-6の処理で未使用チケットは、携帯情報端末2へ送信される。

【0095】

ステップA-7では、次の点が第一実施例と異なる。譲渡承諾条件管理部51の譲渡承諾条件の参照は行わず、承諾条件なしを携帯情報端末2へ通知する。

【0096】

ステップA-8では、次の点が第一実施例と異なる。譲渡監視サーバ5での処理において、譲渡承諾条件処理部53は呼び出されず、譲渡仲介部52へ譲渡条件をクリアしたことを保持しておく。

【0097】

(第四実施例)

本第四実施例は、譲渡チケットの利用条件に利用回数が指定されている場合の例である。

【0098】

本第四実施例のシステム構成は、図1に示す第一実施例と同じである。

【0099】

本第四実施例と、第一実施例と異なる点は、第一実施例では、チケットの完全譲渡であったが、本実施例では、チケットの利用条件の譲渡が可能である。

【0100】

動作に関して、図4のシーケンス図におけるそれぞれのステップ処理で第一の実施例と異なる点のみ以下に説明する。

【0101】

本第四実施例の前処理において、次の点が第一実施例と異なる。コンテンツ著作者あるいは、コンテンツ提供者が譲渡監視サーバ5へ登録する内容として、利用回数についての譲渡承諾条件を登録する必要がある。これにともない、譲渡監視サーバ5の譲渡承諾条件管理部51で管理する図8に示す譲渡承諾条件に利用回数1回分の条件を記述しておく必要がある。

【0102】

本実施例では、ステップA-5の処理では、次の点が第一実施例と異なる。携帯情報端末1が譲渡監視サーバ5に通知する図6を譲渡元通知に譲渡範囲(今回は譲渡利用回)を明記する。

【0103】

本実施例では、ステップA-6の処理においては、次の点が第一実施例と異なる。携帯情報端末1は、チケット管理部13が記憶部16に存在している譲渡対象チケットを携帯情報端末1では使用不可能とするために、そのチケットの記述内容である携帯情報端末IDを無効を意味する値に書き換える。その後、そのチケットを複製し、複製元のチケットは現在利用可能な利用回数から譲渡する回数分をひいた値に書き直す。そして、複製したチケット、つまり、携帯情報端末2へ送信するチケットは、譲渡する回数分の利用回数を書き込む。

【0104】

そして、さらに、ステップA-12の処理においては、携帯情報端末1の記憶部16の該当するチケットを完全に削除するのではなく、チケット内の携帯情報端末IDを携帯情報端末1を一意に識別可能な識別子に書き込む点において、第一実施例とは異なる。

【0105】

10

20

30

40

50

なお、本第四実施例では、利用回数について記述したが、利用時間にも適用可能である。本第四実施例では、チケット完全譲渡でなく、利用条件の部分譲渡が可能となる。

【0106】

さらに、上述の第一実施例ないし第四実施例の説明では、携帯情報端末間でコンテンツを利用する場合におけるチケットの譲渡の例で説明したが、ネットワークに接続された端末間でのチケットの譲渡にも当然適用でき、インターネットに接続されたPCなどの端末装置でコンテンツを利用する場合にも当然適用できる。また、コンテンツの例として音楽データや画像データの例で説明したが、例えばゲームソフトなどソフトウェアの利用の場合にも当然に適用できる。

【0107】

また、上述の実施例は、コンテンツを利用するユーザ側として携帯情報端末1、2、サーバを提供する側としてコンテンツサーバ3、チケットサーバ4、譲渡監視サーバ5がある例で説明したが、本発明の実施例は、プログラムをインターネットなどのネットワークに接続された汎用のコンピュータ装置にインストールすることにより、これらのコンピュータ装置をコンテンツサーバ、チケットサーバ、譲渡監視サーバとして機能させることができる。また、ユーザ側の携帯情報端末にプログラムをインストールすることにより当該端末に、コンテンツの利用権を示すチケット情報をコンテンツとは別に発行するチケットサーバから獲得する機能と、他の端末との間で前記チケット情報のやり取りを可能とする機能と、当該チケットの譲渡を管理する譲渡監視サーバに通知して当該譲渡対象のチケット情報によるコンテンツの利用権の権原を確認する機能と、前記チケット情報が示すコンテンツを取得して実行する機能とを実現させることができる。

10

20

【0108】

これらのプログラムは、通信回線を介して提供することができ、またプログラムを記録した記録媒体としても提供することができ、本発明実施例で説明したコンテンツの利用を行うシステムを構築することが可能である。

【0109】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明では、まず、ユーザの端末が保持する音楽データ、画像データなどのコンテンツを利用する権利を示すチケットを他の端末に譲渡する際、そのコンテンツの著作権者等の譲渡の承諾を自動的に得ることができるとともに、コンテンツそのものとは分離した形でチケットの譲渡という形で、コンテンツの利用を図ることができる。つまり、著作権が保護された状態でネットワークでのコンテンツの利用を図ることができる。本発明では、コンテンツごとに予め、料金の支払方法などを含む譲渡承諾条件をコンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者が譲渡監視サーバに設定可能であり、その条件をクリア（料金支払い）しないと譲渡できない仕組みとなっており、ネットワークでの著作権の保護が図られている。

30

【0110】

また、ユーザの端末が保持する音楽データ、画像データなどのコンテンツのチケットを他のユーザの端末に譲渡する際、そのチケット毎に譲渡が可能であり、コンテンツと一体のものとして許諾を得る必要がなく、ネットワーク上でコンテンツと分離した形でチケットのやり取りを行ってコンテンツの利用ができ、しかも著作権の許諾の問題もクリアすることが可能である。チケットは、無線あるいは有線によりユーザ間で譲渡可能であり、ネットワークを介してのコンテンツの利用を図るとともに、ネットワークを介して著作権者の許諾を得ることが可能である。

40

【0111】

さらに、コンテンツ中古販売時の著作権料の回収も可能である。コンテンツごとに予め、料金の支払方法などを含む譲渡承諾条件をコンテンツ著作権者あるいはコンテンツ提供者が譲渡監視サーバに設定可能であり、その条件をクリア（料金支払い）しないと譲渡できない仕組みとなっており、コンテンツ中古販売を行う場合の著作権料の徴収が可能であり、コンテンツの利用を図ることが可能である。

50



## 【0112】

さらに、コンテンツの譲渡承諾条件は、コンテンツと分離したチケットの情報により行うため、ユーザの端末間でチケットとともにコンテンツそのものを通信網を介して譲渡することが可能である。

## 【0113】

また、コンテンツの利用権のみをプレゼントとして譲渡することが可能であり、その譲渡行為がコンサートや映画のチケットを譲渡する行為と似た処理で行うことが可能であり、ネットワークを介したコンテンツの利用をさらに促進することができる。

## 【0114】

また、ネットワークを介してのコンテンツの利用回数や利用時間などの利用条件をチケット内により規定することが可能であり、コンテンツ著作権者やコンテンツ提供者の意向に沿うことが可能であり、またユーザの利便性が高まるのでネットワークでのコンテンツの利用の利便性を高め、コンテンツ利用を促進することが可能である。

## 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施例のシステム構成を示す図。

【図2】実施例の携帯情報端末の構成を示すブロック図。

【図3】実施例の譲渡監視サーバの構成を示す図。

【図4】実施例の動作を示すシーケンス図。

【図5】チケットの内容を示す図。

【図6】譲渡元通知の内容を示す図。

【図7】譲渡先チケット受信通知の内容を示す図。

【図8】譲渡承諾条件の例を示す図。

【図9】譲渡先譲渡条件の内容例を示す図。

【図10】譲渡先譲渡処理完了通知の内容例を示す図。

【図11】チケット移動通知の内容例を示す図。

## 【符号の説明】

1、2 携帯情報端末

3 コンテンツサーバ

4 チケットサーバ

5 譲渡監視サーバ

11 ユーザ要求処理部

12 コンテンツ管理部

13 チケット管理部

14 通信部

15 コンテンツプレーヤー

16 記憶部

17 暗号復号部

51 譲渡承諾条件管理部

52 譲渡仲介部

53 譲渡承諾条件処理部

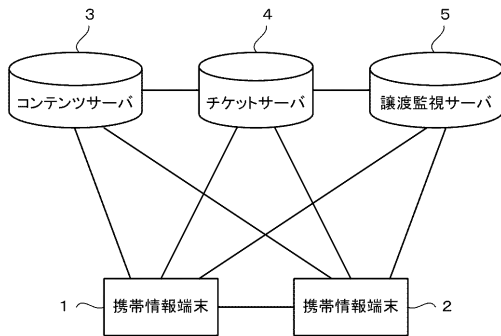
10

20

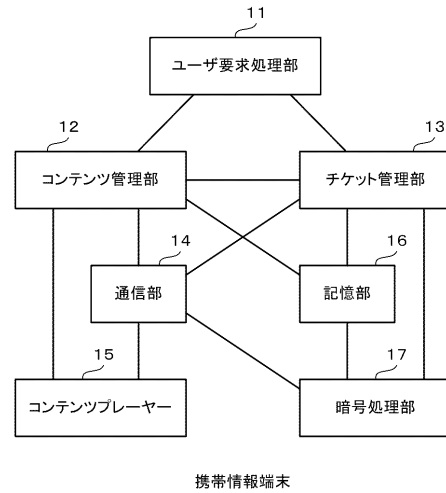
30

40

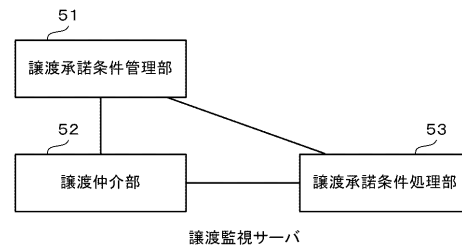
【図1】



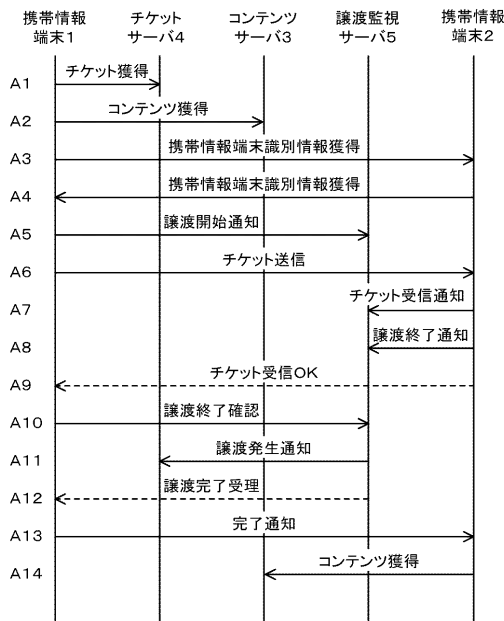
【図2】



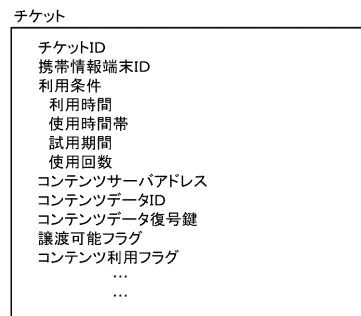
【図3】



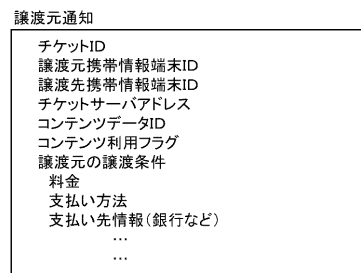
【図4】



【図5】



【図6】



【 図 7 】

譲渡先チケット受信通知

チケットID
携帯情報端末ID
コンテンツデータID
...
...

【 図 1 0 】

譲渡先譲渡処理完了通知

譲渡処理識別ID
チケットID
...
...

【 図 8 】

譲渡承諾条件

コンテンツデータID
譲渡承諾条件
料金
支払い方法
支払い先情報(銀行など)
...
...

【 図 1 1 】

チケット移動通知

チケットID
譲渡元携帯情報端末ID
譲渡先携帯情報端末ID
...
...

【 図 9 】

譲渡先譲渡条件

譲渡処理識別ID
チケットID
譲渡承諾条件
料金(譲渡元支払い分と著作権者あるいは コンテンツ提供者支払い分の合計金額)
支払い方法
支払い先情報(銀行など)
...
...